

保険者努力支援制度について

千葉県健康福祉部保険指導課

保険者努力支援制度とは

保険者努力支援制度は、医療費適正化や国保財政の改善に向け努力を行う自治体に対し、特定健診等受診率や保険料収納率などの「指標」の達成度に応じて国が財政支援を行う制度で、平成30年度から創設された。

制度のメリット

● 被保険者(住民)の保険料負担の軽減

支援金交付により国保財政の収支が改善し、保険料の抑制を図ることができる。

● 保険者による重症化予防の取組の促進

保険者による重症化予防の取組の強化(事業実施等)へのインセンティブとなる。

保険者の取組が強化されることにより、

- 住民の健康の保持・増進
- 医療費の適正化(保険料負担の軽減) を図ることができる。

令和4年度の保険者努力支援制度 取組評価分

市町村分（500億円程度）

| 保険者共通の指標 | 国保固有の指標 |
|--|--|
| 指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 ○特定健診受診率・特定保健指導実施率 ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 | 指標① 収納率向上に関する取組の実施状況 ○保険料（税）収納率 ※過年度分を含む |
| 指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況 ○がん検診受診率 ○歯科健診受診率 | 指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況 ○データヘルス計画の実施状況 |
| 指標③ 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況 ○生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況 ○特定健診受診率向上の取組実施状況 | 指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況 ○医療費通知の取組の実施状況 |
| 指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況 ○個人へのインセンティブの提供の実施 ○個人への分かりやすい情報提供の実施 | 指標④ 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況 ○国保の視点からの地域包括ケア推進・一体的実施の取組 |
| 指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況 ○重複・多剤投与者に対する取組 | 指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況 ○第三者求償の取組状況 |
| 指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況 ○後発医薬品の促進の取組・使用割合 | 指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況 ○適切かつ健全な事業運営の実施状況 ○法定外繰入の解消等 |

都道府県分（500億円程度）

| 指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価 | 指標② 医療費適正化のアウトカム評価 | 指標③ 都道府県の取組状況 |
|---|--|--|
| ○主な市町村指標の都道府県単位評価(※) ・特定健診・特定保健指導の実施率 ・糖尿病等の重症化予防の取組状況 ・個人インセンティブの提供 ・後発医薬品の使用割合 ・保険料収納率 ※都道府県平均等に基づく評価 | ○年齢調整後一人当たり医療費 ・その水準が低い場合 ・前年度(過去3年平均値)より一定程度改善した場合に評価 ○重症化予防のマクロ的評価 ・年齢調整後新規透析導入患者数が少ない場合 | ○都道府県の取組状況 ・医療費適正化等の主体的な取組状況 (保険者協議会、データ分析、重症化予防、 重複・多剤投与者への取組 等) ・法定外繰入の解消等 ・保険料水準の統一 ・医療提供体制適正化の推進 |

(※) 令和4年度予算額は未定であるため、現時点では令和3年度予算と同程度を想定。

市町村分

取組評価分(市町村分) 各年度配点比較

| 区分 | 指標 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----|------------------------------|--------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
| | | 配点 | 全体に対する割合 | 配点 | 全体に対する割合 | 配点 | 全体に対する割合 | 配点 | 全体に対する割合 | 配点 | 全体に対する割合 |
| 共通① | (1) 特定健康診査受診率 | 50 | 5.9% | 50 | 5.4% | 70 | 7.0% | 70 | 7.0% | 70 | 7.3% |
| | (2) 特定保健指導実施率 | 50 | 5.9% | 50 | 5.4% | 70 | 7.0% | 70 | 7.0% | 70 | 7.3% |
| | (3) メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率 | 50 | 5.9% | 50 | 5.4% | 50 | 5.0% | 50 | 5.0% | 50 | 5.2% |
| 共通② | (1) がん検診受診率等 | 30 | 3.5% | 30 | 3.3% | 40 | 4.0% | 40 | 4.0% | 40 | 4.2% |
| | (2) 歯科健診受診率等 | 25 | 2.9% | 25 | 2.7% | 30 | 3.0% | 30 | 3.0% | 30 | 3.1% |
| 共通③ | 発症予防・重症化予防の取組 | 100 | 11.8% | 100 | 10.9% | 120 | 12.0% | 120 | 12.0% | 120 | 12.5% |
| 共通④ | (1) 個人へのインセンティブ提供 | 70 | 8.2% | 70 | 7.6% | 90 | 9.0% | 90 | 9.0% | 45 | 4.7% |
| | (2) 個人への分かりやすい情報提供 | 25 | 2.9% | 20 | 2.2% | 20 | 2.0% | 20 | 2.0% | 15 | 1.6% |
| 共通⑤ | 重複・多剤投与者に対する取組 | 35 | 4.1% | 50 | 5.4% | 50 | 5.0% | 50 | 5.0% | 50 | 5.2% |
| 共通⑥ | (1) 後発医薬品の促進の取組 | 35 | 4.1% | 35 | 3.8% | 130 | 13.0% | 130 | 13.0% | 130 | 13.5% |
| | (2) 後発医薬品の使用割合 | 40 | 4.7% | 100 | 10.9% | | | | | | |
| 固有① | 保険料(税)収納率 | 100 | 11.8% | 100 | 10.9% | 100 | 10.0% | 100 | 10.0% | 100 | 10.4% |
| 固有② | データヘルス計画の実施状況 | 40 | 4.7% | 50 | 5.4% | 40 | 4.0% | 40 | 4.0% | 30 | 3.1% |
| 固有③ | 医療費通知の取組 | 25 | 2.9% | 25 | 2.7% | 25 | 2.5% | 25 | 2.5% | 20 | 2.1% |
| 固有④ | 地域包括ケア・一体的実施 | 25 | 2.9% | 25 | 2.7% | 25 | 2.5% | 30 | 3.0% | 40 | 4.2% |
| 固有⑤ | 第三者求償の取組 | 40 | 4.7% | 40 | 4.3% | 40 | 4.0% | 40 | 4.0% | 50 | 5.2% |
| 固有⑥ | 適正かつ健全な事業運営の実施状況 | 50 | 5.9% | 60 | 6.5% | 95 | 9.5% | 95 | 9.5% | 100 | 10.4% |
| | 体制構築加点 | 60 | 7.0% | 40 | 4.3% | — | — | — | — | — | — |
| 全体 | 体制構築加点含む | 850 | 100% | 920 | 100% | 995 | 100% | 1,000 | 100% | 960 | 100% |



令和4年度市町村取組評価分

【共通指標③生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組実施状況】

| 重症化予防の取組の実施状況 (令和2年度の実施状況を評価、平成30年度の実績を評価) | 配点 | 該当数 | 達成率 |
|---|----|------|-------|
| 以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合 ※ 取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する | 20 | 1694 | 97.3% |
| ① 対象者の抽出基準が明確であること | | | |
| ② かかりつけ医と連携した取組であること | | | |
| ③ 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること | | | |
| ④ 事業の評価を実施すること | | | |
| ⑤ 取組の実施に当たり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること | | | |
| ①～⑤の基準を全て満たす取組を実施する場合であって、以下を満たす取組を実施している場合 | | | |
| ⑥ 健診結果のみならず、レセプトの請求情報（薬剤や疾患名）も活用し、糖尿病性腎症対象者の概数を把握していること。 | 20 | 1641 | 94.3% |
| ⑦ ①の抽出基準に基づき、全ての糖尿病未治療者及び治療を中断した者に対して、文書の送付等により受診勧奨を実施していること。また、実施後、対象者の受診の有無を確認し、受診がない者には更に面談等を実施していること。 | 20 | 1513 | 86.9% |
| ⑧ 特定健診受診者のうち、HbA1cが8.0%以上の未治療者の割合が小さい順に、平成30年度の市町村規模別の自治体上位3割に当たる割合を達成している場合 | 30 | 719 | 41.3% |
| 10万人以上 | | | |
| 0.0683%（平成30年度上位3割） | | | |
| 5万～10万人 | | | |
| 0.0516%（平成30年度上位3割） | | | |
| 1万人～5万人 | | | |
| 0.0459%（平成30年度上位3割） | | | |
| 3千人～1万人 | | | |
| 0.0420%（平成30年度上位3割） | | | |
| 3千人未満 | | | |
| 0.0000%（平成30年度上位3割） | | | |
| ⑨ 保健指導対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、取組の実施前後でアウトカム指標により評価していること。 | 30 | 1611 | 92.5% |



| 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況 (令和3年度の実施状況を評価) | 配点 |
|--|-----------|
| 以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合 ※ 取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する | 10 |
| ① 対象者の抽出基準が明確であること | |
| ② かかりつけ医と連携した取組であること | |
| ③ 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること | |
| ④ 事業の評価を実施すること | |
| ⑤ 取組の実施に当たり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること | |
| ⑥ 健診結果のみならず、レセプトの請求情報（薬剤や疾患名）も活用し、糖尿病性腎症対象者の概数を把握していること | 10 |
| ⑦ 特定健診受診者で糖尿病基準に該当するが医療機関未受診の者及び特定健診未受診者で過去に糖尿病治療歴があり現在治療中断している者を抽出し、受診勧奨を実施している場合 | 30 |
| ⑧ 保健指導対象者の医療機関受診状況に加え、保健指導終了後のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、アウトカム指標により評価していること | 30 |
| ⑨ 生活習慣病の発症予防や重症化予防の正しい理解促進のため、保健衛生部門と連携して、健康教育等のポピュレーションアプローチの取組を行っている場合 | 15 |
| 特定健診受診率向上の取組の実施状況 (令和3年度の実施状況を評価) | 配点 |
| ⑩ 40～50歳代が特定健診を受診しやすくなるよう、休日夜間の特定健診を実施をしている場合 | 15 |
| ⑪ 若い世代から健診への意識を高めるため、40歳未満を対象とした健診を実施し、かつ、40歳未満の被保険者に対し、健康意識の向上と健診等の実施率向上のための周知・啓発を行っている場合 | 10 |

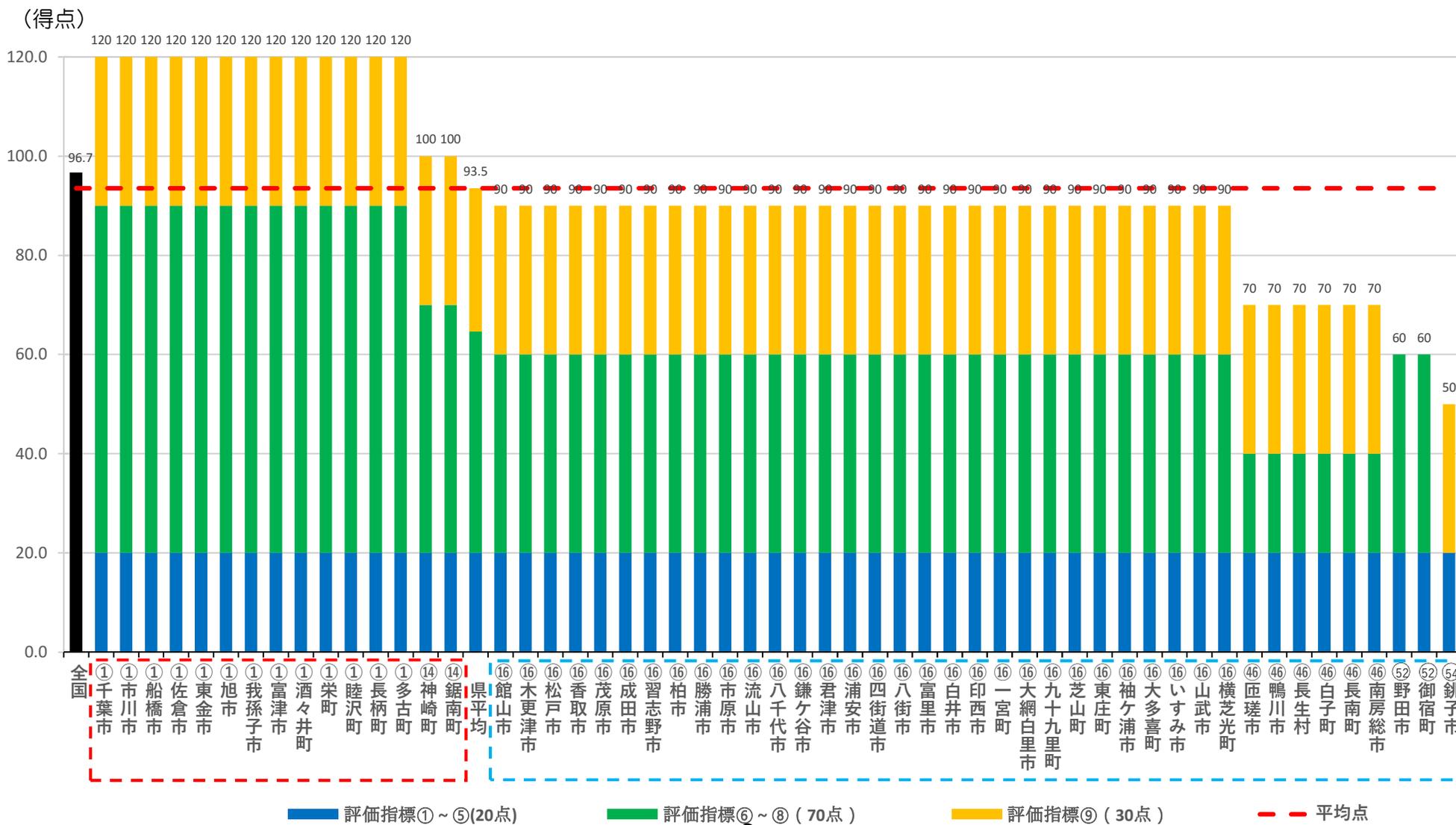
【令和4年度指標の考え方】

- 自治体の達成状況を踏まえ、配点割合の見直しを行うとともに、指標内容の明確化を行う。
- 健康教育等のポピュレーションアプローチの取組や40～50歳代の特定健診受診率向上のための取組を新たに評価する。
※ 【共通指標④（2）40歳未満被保険者の特定健診等の実施率向上の取組】から移行。

| 共通指標③ 重症化予防の取組の実施状況（令和2年度の実施状況、平成30年度の実績を評価）満点:120点 | 達成 保険者 数 | 配点 |
|--|----------------|----|
| 以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合 ※取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する。 | | |
| ① 対象者の抽出基準が明確であること | | |
| ② かかりつけ医と連携した取組であること | | |
| ③ 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること | 54 | 20 |
| ④ 事業の評価を実施すること | | |
| ⑤ 取組の実施に当たり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること | | |
| 以上①～⑤の基準を全て満たす取組を実施する場合であって、以下を満たす取組を実施している場合 | | |
| ⑥ 健診結果のみならず、レセプトの請求情報（薬剤や疾患名）も活用し、糖尿病性腎症対象者の概数を把握していること | 51 | 20 |
| ⑦ ①の抽出基準に基づき、全ての糖尿病未治療者及び治療を中断した者に対して、文書の送付等により受診勧奨を実施していること。また、実施後、対象者の受診の有無を確認し、受診がない者には更に面談等を実施していること | 47 | 20 |
| ⑧ 特定健診受診者のうち、HbA1cが8.0%以上の未治療者の割合が小さい順に、平成30年度の市町村規模別の自治体上位3割に当たる割合を達成している場合 | 15 | 30 |
| ⑨ 保健指導対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、取組の実施前後でアウトカム指標により評価していること | 52 | 30 |

千葉県 令和3年度保険者努力支援制度（市町村分）の得点状況（共通指標3）

※「全国」は、指標全体の平均点



都道府県分

取組評価分(都道府県分) 各年度配点比較

| 指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価【200億円程度】 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| (i) 特定健診受診率・特定保健指導実施率 | 20 | 20 | 24 | 24 | 25 |
| (ii) 糖尿病等の重症化予防の取組 | 10 | 15 | 26 | 26 | 25 |
| (iii) 個人インセンティブの提供 | 10 | 10 | 18 | 18 | 20 |
| (iv) 後発医薬品の使用割合 | 20 | 20 | 22 | 22 | 20 |
| (v) 保険料(税)収納率 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 体制構築加点 | 20 | 15 | — | — | — |
| 合計 | 100 | 100 | 110 | 110 | 110 |

| 指標② 医療費適正化のアウトカム評価【150億円程度】 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| (i) 年齢調整後1人当たり医療費 | 50 | 50 | 60 | 60 | 60 |
| (ii) 重症化予防のマクロ的評価 | — | — | 20 | 20 | 20 |
| 合計 | 50 | 50 | 80 | 80 | 80 |

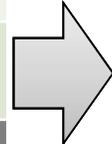
| 指標③ 都道府県の取組状況に関する評価【150億円程度】 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| (i) 医療費適正化等の主体的な取組状況 | | | | | |
| ・重症化予防、重複・多剤投与者への取組等 | 20 | 20 | 30 | 30 | 40 |
| ・市町村への指導・助言等 | 都道府県による給付点検 | | | | |
| | 都道府県による不正利得の回収 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 第三者求償の取組 | | | | |
| ・保険者協議会への積極的関与 | — | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ・都道府県によるKDB等を活用した医療費分析等 | — | 10 | 10 | 10 | 10 |
| (ii) 法定外一般会計繰入の解消等・保険料水準の統一 | 30 | 30 | 35 | 41 | 40 |
| (iii) 医療提供体制適正化の推進 | (30) | 25 | 25 | 5 | 5 |
| 合計 | 60 | 105 | 120 | 106 | 115 |

※ 改革施行後の医療費適正化の取組状況を見つつ、アウトカム評価の比重を高めていくものとする

令和4年度都道府県取組評価分

令和3年度実施分

| (ii) 糖尿病等の重症化予防の取組状況 (令和2年度実績を評価) | 配点 | 該当数 | 達成率 |
|--|----|-----|-----|
| ① 管内市町村のうち、市町村指標①から⑤までを満たす市町村の割合が9.5割を超えている場合 | 16 | 41 | 87% |
| ② ①の基準は満たさないが、管内市町村のうち市町村指標①から⑤までを満たす市町村の割合が8割を超えている場合 | 10 | 6 | 13% |
| ③ 管内市町村のうち、市町村指標⑥及び⑦を満たす市町村の割合が8割を超えている場合 | 5 | 33 | 70% |
| ④ 管内市町村のうち、市町村指標⑨を満たす市町村の割合が8割を超えている場合 | 5 | 42 | 89% |
| (iii) 個人インセンティブの提供 (令和2年度実績を評価) | 配点 | 該当数 | 達成率 |
| ① 管内市町村のうち、市町村指標①及び②を満たす市町村の割合が8割を超えている場合 | 13 | 32 | 68% |
| ② ①の基準は満たさないが、管内市町村のうち市町村指標①及び②を満たす市町村の割合が6割を超えている場合 | 5 | 10 | 21% |
| ③ 管内市町村のうち、市町村指標①、②及び⑤を満たす市町村の割合が6割を超えている場合 | 5 | 30 | 64% |



【指標①：重症化予防・個人インセンティブの提供】

令和4年度実施分

| (ii) 糖尿病等の重症化予防の取組状況 (令和3年度実績を評価) | 配点 |
|---|----|
| ① 管内市町村のうち、 すべての市町村 が市町村指標①から⑤までを満たしている場合 | 15 |
| ② ①の基準は満たさないが、管内市町村のうち市町村指標①から⑤までを満たす市町村の割合が8割を超えている場合 | 10 |
| ③ 管内市町村のうち、市町村指標⑥及び⑦を満たす市町村の割合が8割を超えている場合 | 5 |
| ④ 管内市町村のうち、市町村指標⑧を満たす市町村の割合が8割を超えている場合 | 5 |
| (iii) 個人インセンティブの提供 (令和3年度実績を評価) | 配点 |
| ① 管内市町村のうち、市町村指標①及び②を満たす市町村の割合が8割を超えている場合 | 15 |
| ② ①の基準は満たさないが、管内市町村のうち市町村指標①及び②を満たす市町村の割合が6割を超えている場合 | 5 |
| ③ 管内市町村のうち、市町村指標 (1) ①、②及び (2) ③を満たす市町村の割合が6割を超えている場合 | 5 |

【令和4年度指標の考え方】

- 市町村指標の達成状況等を踏まえ、指標の見直しを行う。

令和4年度都道府県取組評価分

【指標②：重症化予防のマクロ的評価】

令和3年度実施分

| (i) 重症化予防のマクロ的評価 (当年度の実績) (令和元年度実績を評価) | 配点 | 該当数 | 達成率 |
|--|----|-----|-----|
| ① 都道府県の年齢調整後新規透析導入患者数 (対被保険者1万人) が少ない順に、全都道府県の上位1位から5位である場合 | 10 | 5 | 11% |
| ② 都道府県の年齢調整後新規透析導入患者数 (対被保険者1万人) が少ない順に、全都道府県の上位6位から10位である場合 | 7 | 5 | 11% |
| ③ ①及び②の基準は満たさないが、都道府県の年齢調整後新規透析導入患者数 (対被保険者1万人) が少ない順に、全都道府県の上位5割である場合 | 3 | 13 | 28% |
| (ii) 重症化予防のマクロ的評価 (前年度との比較) (令和元年度実績を評価) | 配点 | 該当数 | 達成率 |
| ④ 都道府県の年齢調整後新規透析導入患者数 (対被保険者1万人) の前年度からの減少幅が大きい順に、全都道府県の上位1位から5位である場合 | 10 | 5 | 11% |
| ⑤ 都道府県の年齢調整後新規透析導入患者数 (対被保険者1万人) の前年度からの減少幅が大きい順に、全都道府県の上位6位から10位である場合 | 7 | 5 | 11% |
| ⑥ ④及び⑤の基準は満たさないが、都道府県の年齢調整後新規透析導入患者数 (対被保険者1万人) の前年度からの減少幅が大きい順に、全都道府県の上位5割である場合 | 3 | 13 | 28% |



令和4年度実施分

| (i) 重症化予防のマクロ的評価 (当年度の実績) (令和2年度実績を評価) | 配点 |
|--|----|
| ① 都道府県の年齢調整後新規透析導入患者数 (対被保険者1万人) が少ない順に、全都道府県の上位1位から5位である場合 | 10 |
| ② 都道府県の年齢調整後新規透析導入患者数 (対被保険者1万人) が少ない順に、全都道府県の上位6位から10位である場合 | 7 |
| ③ ①及び②の基準は満たさないが、都道府県の年齢調整後新規透析導入患者数 (対被保険者1万人) が少ない順に、全都道府県の上位5割である場合 | 3 |
| (ii) 重症化予防のマクロ的評価 (前年度との比較) (令和2年度実績を評価) | 配点 |
| ④ 都道府県の年齢調整後新規透析導入患者数 (対被保険者1万人) の前年度からの減少幅が大きい順に、全都道府県の上位1位から5位である場合 | 10 |
| ⑤ 都道府県の年齢調整後新規透析導入患者数 (対被保険者1万人) の前年度からの減少幅が大きい順に、全都道府県の上位6位から10位である場合 | 7 |
| ⑥ ④及び⑤の基準は満たさないが、都道府県の年齢調整後新規透析導入患者数 (対被保険者1万人) の前年度からの減少幅が大きい順に、全都道府県の上位5割である場合 | 3 |

【令和4年度指標の考え方】

- 時点の更新を行う。

※ 年齢調整後新規透析導入患者のうち、糖尿病である患者を抽出する。

【抽出条件】

- ・新規透析導入患者数については、人工腎臓（導入期）加算等のレセプトを持つ被保険者を抽出
- ・「糖尿病による」新規透析導入患者については、糖尿病薬のレセプトを持つ被保険者を抽出

令和4年度都道府県取組評価分

【指標③：医療費適正化等の主体的な取組状況（重症化予防の取組等）】

令和3年度実施分

| 重症化予防の取組 (令和2年度の実施状況を評価) | 配点 | 該当数 | 達成率 |
|---|-----------|------------|------------|
| 市町村における重症化予防の取組を促進するため、次の支援策を講じている場合 | | | |
| ① 国版プログラムの改定（H31.4）を踏まえ、都道府県版重症化予防プログラムの改定を行っている場合 | 5 | 42 | 89% |
| ② 都道府県内の複数の二次医療圏単位等において、対策会議（管内市町村における取組状況の把握と課題の分析、関係機関の具体的な連携方法の検討、広域的な課題の抽出と対応策の検討など）を実施している場合 | 5 | 44 | 94% |
| ③ 複数の市町村に共通する広域的な課題に対して保健所による積極的な支援を実施するとともに、都道府県単位の医療関係団体等に対し市町村保健事業への協力を依頼している場合 | 5 | 43 | 91% |
| ④ 管内市町村の状況についての分析（直近の健診データ・レセプトデータの分析、市町村の取組状況の把握など）及び広域的な評価（医療圏や保健所管轄地域の単位）を実施し、市町村に情報提供した上で、次年度の事業展開に向けた具体的な助言を実施している場合 | 5 | 46 | 98% |
| ⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組の推進に資するよう、事業の取組結果に対する評価や効果的な取組の分析、好事例の横展開を行っている場合 | 5 | 43 | 91% |
| 個人インセンティブの提供に係る取組の推進 (令和2年度の実施状況を評価) | 配点 | 該当数 | 達成率 |
| ⑥ 個人へのインセンティブの提供について、都道府県が自ら取組を実施している場合や、市町村が取組を実施できるよう具体的な支援（指針の策定、関係団体との調整、ICT活用のための環境整備等）を行っている場合 | 5 | 42 | 89% |



令和4年度実施分

| 重症化予防の取組 (令和3年度の実施状況を評価) | 配点 |
|---|-----------|
| 市町村における生活習慣病重症化予防の取組を促進するため、次の支援策を講じている場合 | |
| ① 都道府県内の複数の二次医療圏単位等において、対策会議（管内市町村における取組状況の把握と課題の分析、関係機関の具体的な連携方法の検討、広域的な課題の抽出と対応策の検討など）を実施している場合 | 5 |
| ② 複数の市町村に共通する広域的な課題に対して保健所による積極的な支援を実施するとともに、都道府県単位の医療関係団体等に対し市町村保健事業への協力を依頼している場合 | 5 |
| ③ 糖尿病の発症予防や早期からの重症化予防について、市町村の取組状況を把握し、関係者間で課題や対応策等について議論した上で、市町村の取組を支援している場合 | 5 |
| ④ 都道府県循環器病対策推進協議会等と連携し、循環器病の予防等に関する啓発及び知識の普及に取り組んでいる場合 | 5 |
| ⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組が着実に進むよう、市町村の取組状況の把握や分析を行った上で、好事例の横展開や積極的な助言を行うとともに、専門職の育成・確保の支援、医療関係団体への協力依頼またはトップセミナー等を活用した市町村幹部の理解促進を行っている場合 | 10 |
| 個人インセンティブの提供に係る取組の推進 (令和3年度の実施状況を評価) | 配点 |
| ⑥ 個人へのインセンティブの提供について、都道府県が 個人の健康指標の改善を成果としてインセンティブを提供する取組 を実施している場合や、市町村が取組を実施できるように、具体的な支援（指針の策定、関係団体との調整、ICT活用のための環境整備等）を行っている場合 | 5 |
| 重複・多剤投与者に対する取組の推進 (令和3年度の実施状況を評価) | 配点 |
| ⑦ 重複・多剤投与者に対する取組について、KDBシステム等を活用し、管内市町村における重複処方の状況を把握した上で、市町村が取組を実施できるように、普及啓発及び関係団体への働きかけや調整を行っている場合 | 5 |

【令和4年度指標の考え方】

- 地域の課題に応じた生活習慣病重症化予防取組を推進する観点、糖尿病の発症予防や早期からの重症化予防取組を推進する観点から指標を見直す。
- 循環器病予防の取組、重複・多剤の取組を新たに評価する。